

## JISA 法務セミナー

### 「情報サービス取引を巡る紛争と予防」開催

平成26年3月5日、TKP有楽町会議室(日東紡ビル4階)において、JISA法務セミナー「情報サービス取引を巡る紛争と予防」が開催された。出席者は計110名。講師は、飯田耕一郎氏(森・濱田松本法律事務所 弁護士)。

本セミナーは、情報サービス取引を巡る紛争の動向と法的課題の現状について理解を深め、実務上のトラブルを防止するための契機として企画したものである。

飯田氏は、「情報サービス取引を巡る裁判例の動向と主な論点」「紛争の予防及び発生時の対応に向けた役割」の順に講演を行った。



まず、「情報サービス取引を巡る裁判例の動向と主な論点」の紹介の中で、飯田氏は、「契約成立の有無・内容」「債務不履行・瑕疵の有無」「当事者双方の帰責事由の有無・程度」「解除の可否」「損害賠償等の金額」をソフトウェア取引における典型的な5争点として挙げ、裁判手続のハードルと裁判に至らない解決の可能性について言及した。続いて、具体的事例として取り上げたスルガ銀行対日本IBM事件(東京高判、平成25年9月26日)、みずほ証券対東証事件(東京高判、平成25年7月24日)の事実経緯や争点と高裁の判断ポイントを紹介した。ベンダのプロジェクト・マネジメント義務の内容と存否等が注目されたスルガ銀行対日本IBM事件については、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務に関する従前の裁判例が紹介された後、本件事案に関する東京高裁の判断を、最終合意締結前の企画・提案段階と最終合意締結後の計画・要件定義・一部実装段階の別に解説した。また、ユーザの協力義務に関する従前の裁判例も紹介された。他方、みずほ証券対東証事件については、「履行補助者」の位置づけを解説した後、「重過失」の認定判断に際し、本件事件における事実を、バグの作り込みの回避が容易であったか、発見・修正が容易であったかという観点から分析した。また、当日は、これら以外の裁判例の特徴も参考情報として紹介された。

次に、「紛争の予防及び発生時の対応に向けた役割」については、紛争の予防的側面からは、「リスク管理体制の構築」「契約書の精緻化」「テストの標準化、手法の見直し」、紛争発生時の対応としては、「記録・証拠を残すこと」「重要決定を行う前に専門家の助言を受けること」「トラブルになった時点で、マイナスがスタートラインとの認識を持つこと」「紛争コストは想像よりも高く、一方的勝利の事例はほとんどないことを認識すること」が必要と述べた。

(茂木)